

平成25年 7月29日
南 関 東 防 衛 局

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
演習場周辺住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務の契約
の締結について

競争の導入による公共サービスに関する法律（平成18年法律第51号）に
基づく民間競争入札を行った演習場周辺住宅防音事業に係る事務手続補助等委
託業務（以下単に「委託業務」という。）については、落札者を決定し、下記
のとおり契約を締結しました。

記

- 1 契約の相手方の住所、名称及び代表者
別紙のとおり
- 2 落札金額
別紙のとおり
- 3 委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質
 - (1) 委託業務の内容
 - ア 委託業務の受託者（以下「受託者」という。）は、次の(ア)から(カ)まで
に掲げる業務を実施するものとする。
 - (ア) 内定通知書等持参及び交付申請等事務手続等説明業務
 - (イ) 交付申請書作成補助業務
 - (ウ) 交付決定通知書等送付及び着手報告書等作成補助業務
 - (エ) 実績報告書作成補助業務
 - (オ) 確定通知書送付業務
 - (カ) 補助金請求及び支払関連補助業務
 - イ 委託者は、受託者に対して、アの(ア)から(カ)までに掲げる業務（以下
「各業務」という。）ごとに履行期限を付して指示を行うものとし、受託
者は、当該指示に従い、委託者と協議・打合せの上、各業務を実施するも
のとする。
 - ウ 受託者の代表者（受託者が共同事業体である場合には、当該共同事業体
の代表者）又は当該代表者から委任を受けた者（以下「主任者」とい
う。）に対して指示を行うものとし、各業務を実施する者（以下「作業
員」という。）は、主任者の管理の下において作業を行うものとする。
 - エ 委託者は、必要に応じて受託者に委託業務の仕様書（以下「仕様書」と
いう。）に規定する資料を貸与又は提供するものとする。

(2) 確保されるべき業務の質

ア 期限内における委託業務の実施

(ア) 受託者は、委託者の指示に従い、履行期限までに業務が完了するよう、業務の履行に着手すること。

(イ) 受託者は、履行期限までに履行することが困難である場合には、速やかにその理由及び変更後の業務履行計画を委託者に提出し、委託者の承認を受け、承認後速やかに、業務の履行に着手すること。

イ 委託業務の円滑な実施

(ア) 受託者は、工事希望者又は補助事業者からの問合せ等に対し、住宅防音事業の制度、事務の流れ及び関係法令上の遵守事項等を丁寧に説明すること。

(イ) 受託者は、委託業務の履行に当たっては、委託業務の関係者からの問合せ等に丁寧に対応するものとし、不明な点については委託者に確認の上、説明すること。

(ウ) 受託者は、各業務の完了報告後において、当該受託者が行った業務について、書類上の誤記載、添付書類等の不備、確認を要する事項等があった場合には、委託業務の関係者と調整し、是正を行うこと。

(エ) 受託者は、委託業務を円滑に実施するため、各業務の履行に関し、必要に応じて委託業務の関係者との連絡及び調整を行い、工事希望者又は補助事業者の事務手続を補助すること。

ウ その他委託業務において確保されるべき質

仕様書に定める内容を遵守すること。

エ 創意工夫による委託業務の質の向上

受託者は、委託業務の履行に当たっては、アからウまでに規定する業務の質を確保することを前提として創意工夫を行い、委託業務の更なる効率化及び経費の削減に努めること。

オ 検査

(ア) 受託者は、委託業務を完了したときは、委託者に住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）別紙様式第1による検査確認調書を提出し、委託者の検査を受けること。

(イ) 委託者は、検査確認調書を受理した日から10日以内に、受託者の立会いの下、委託業務の完了を確認するための検査を実施し、その結果を受託者に通知するものとする。

(ウ) 受託者は、(イ)の検査に合格しなかったときは、直ちに業務の内容を補正して委託者の再検査を受けること。

カ 履行状況の把握

(ア) 委託者は、四半期ごとに、アからウまでに規定する事項について、実施要項別紙第2による履行状況の調査を行い、受託者ごとに業務の履行状況を把握するものとする。

(イ) 受託者は、(ア)の調査事項のうち、「はい」の回答が全体の80%以上とすること。

4 実施期間

別紙のとおり

5 受託者が委託者に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の委託業務の適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等

ア 受託者は、各業務の終了後速やかに、業務完了報告書により委託者に報告するものとする。

イ 受託者は、(4)ア(ウ)に規定する検査を行ったときは、その結果を速やかに委託者に報告するものとする。

ウ 受託者は、委託者から貸与又は提供された資料に基づく情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ、又はそのおそれがある場合には、速やかに委託者に報告するものとする。

(2) 調査

委託者は、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第26条第1項の規定に基づき、受託者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は受託者の事務所等に立ち入り、委託業務の実施状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。この場合において、当該検査を行う職員は、当該検査が法第26条第1項の規定に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

委託者は、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第27条第1項の規定に基づき、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

(4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 個人情報の保護

(ア) 受託者は、委託者から貸与又は提供された個人情報その他業務の実施に関して知り得た個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定に基づき、適切な管理を行わなければならない。

また、当該個人情報については、委託業務以外の目的のために使用してはならない。

(イ) 受託者は、個人情報を適正に管理するため、責任者を置くとともに、作業員の監督、教育等の必要な措置を講じなければならない。

(ウ) 受託者は、個人情報の管理の状況について、四半期ごとに検査を行うものとする。

イ 秘密の保持等

受託者である民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の委託業務に従事している者又は従事していた者は、委託業務の実施に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は盗用してはならない。

これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

ウ 受託者は、委託業務の実施に関して知り得た情報を他人に閲覧させ、複写させ、譲渡し、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ書面による委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

エ 受託者は、委託業務の実施に関して知り得た情報について、委託業務終了時に、委託者への返却又は消去若しくは廃棄を確実に行うものとする。

(5) 再委託の取扱い

ア 受託者は、委託業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）してはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部（軽微な業務を含む。）を再委託しようとする場合には、原則として、契約の締結前に、再委託先の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性並びに再委託する者の履行能力、報告の徴収の方法、個人情報の管理及び運営管理の方法並びに再委託額について記載した書面を委託者に提出し、承認を得なければならない。

ウ 受託者は、委託業務の契約後において、やむを得ない理由により委託業務の一部（軽微な業務を含む。）を再委託しようとする場合には、イの規定に準じて委託者の承認を得なければならない。

エ 受託者はイ又はウに規定する再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を求めるものとする。

オ (1)から(4)までの規定は、再委託先について準用する。

(6) 契約の変更及び解除

ア 契約内容の変更

委託者及び受託者は、やむを得ない理由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。ただし、各業務の実施予定数量については、委託業務の関係者の都合により変動する可能性があるため、この限りでない。

イ 契約の解除

(ア) 委託者による契約の解除

a 委託者は、受託者が次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(a) 法第22条第1項第1号又は第2号に該当する場合

(b) 暴力団員を業務を統括する者又はその従業員としていた場合

(c) 委託者又はその従業員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合

b 委託者は、aの規定により契約を解除した場合において、受託者が既に委託業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査し、当該検査に合格した部分に対する業務委託料を受託者に支払うものとする。

c aの規定により契約を解除された場合においては、受託者は、契約金額の10分の1に対する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

d 委託者は、委託業務が完了するまでの間において、aに規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

e bの規定は、dの規定により契約を解除した場合について準用する。

f 委託者は、dの規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(イ) 受託者による契約の解除

a 受託者は、受託者の責めに帰すことができない理由により契約を履行することができないときは、契約を解除できるものとする。

b (ア)のb及びfの規定は、aの規定により契約が解除された場合について、準用する。

6 受託者が委託業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託者が負うべき責任に関する事項

本契約を履行するに当たり、受託者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによる。

(1) 受託者に対する求償

委託者が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、委託者は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について委託者の責めに帰すべき理由が存する場合は、委託者が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

